

# 平成21年度補助事業を募集します!! 水源環境保全・再生市民事業支援補助金

募集期間:平成21年1月5日(月)~1月30日(金)

## 私たちが守る



## 私たちの水源

### 市民事業支援補助金って?

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、市民団体等が主体的に実施する水源環境の保全・再生に資する事業に係る経費について補助する制度です。

### 今後のスケジュール

平成21年1月5日(月): 県機関等での募集案内の配架  
募集開始

1月30日(金): 募集締切(消印有効)

2月上旬: 予備調査

下旬: 1次選考(書類選考)

3月8日(日): 2次選考(公開プレゼンテーション)



水源環境保全・再生  
イメージキャラクター  
しずくちゃん

募集の詳しい案内や申請書等については12月下旬から県のインターネットに掲載するとともに、各地域県政情報センター等に配架します。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/01/0104/suigenkankyo/index.htm>

申請にあたっての相談等については随時、受け付けておりますので裏面の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

### Q どのような市民団体が対象になりますか？

5人以上で構成される団体であること

(NPO法人でなくても対象になります。但し、企業が主体の場合は、活動内容が非営利活動であっても対象外です。)

団体規約等があり、代表及び会計責任者を定め、団体の活動に係る会計処理や情報公開が明確化されている団体であること

神奈川県からの補助金等を受けていない、又は神奈川県が構成員となっていない団体などを満たす市民団体です。

### Q どのような事業が対象になりますか？

荒廃した森林の整備や川を浄化する事業、またそのための資機材の購入など  
(特別対策事業に類する事業)

間伐の体験教室・里山見学会などの事業(普及啓発・教育事業)

水質調査や樹林地調査等の事業(調査研究事業)

が対象です。

### Q 補助金の対象になる経費はどのようなものですか？

補助の申請をする事業の実施に直接的に必要な経費が対象になります。

なお、事業の実施に必要なであれば、参加する方への交通費や弁当代も対象になります。

### Q 補助金は、いくらもらえますか？

特別対策事業の市民版活動区分

・ 森林整備事業	補助率：10/10以内	上限50万円
・ 森林整備以外の事業	補助率：10/10以内	上限50万円
・ 上記の事業に係る資機材等の購入	補助率：10/10以内	上限50万円
普及啓発・教育活動区分	補助率：1/2以内	上限20万円
調査研究活動区分	補助率：1/2以内	上限50万円

補助率とは、

事業総費用に対する補助金の比率です。例えば、総事業費30万円の事業を補助率1/2以内の補助金で補助する場合、補助金は30万円×1/2=15万円となります。

## 申請するにはどんな準備が必要ですか？

5人以上の団体であることを証明するために、団体の定款(規約)及び会員名簿を準備してください。

団体内で申請する事業の1年間の計画を立ててください。

(事業の目的、実施規模及び箇所、事業内容、必要経費の積算、将来の展望など)

事業実施に係る調整・調査(地権者との調整、法令上の許認可の有無など)

平成20年度補助事業の申請書や事業計画書については県のホームページに掲載しておりますので、申請の準備にあたり参考としてください。なお、申請書については昨年度と様式が変更する場合がありますので御留意ください。今回の申請に必要な申請書等については、1月から県政情報センター等に配架し、県のホームページに掲載する予定です。

相談先 / 問い合わせ先

神奈川県政策部土地水資源対策課(計画調整班)

住所 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045(210)3106(直通)



この制度の交付決定は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に決定されます。

# 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 ～募集のご案内～



かながわ水源環境保全・再生施策大綱(以下「施策大綱」という。)及びかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(以下「実行5か年計画」という。)に基づき、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、平成23年度まで水源環境保全・再生を目的とした活動に財政的な支援を行います。

つきましては、次の期間において平成21年度補助対象事業を募集しますので、是非ご応募ください。  
※ この制度の交付決定は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に決定されます。

**募集期間：平成21年1月5日(月)～1月30日(金)**

1月5日 ～ 1月30日	募 集	<p>【応募方法】 申請書等を神奈川県政策部土地水資源対策課に提出していただきます。</p> <p>【対象となる活動】 ①実行5か年計画の特別対策事業に類する事業 ②普及啓発・教育事業 ③調査研究事業</p> <p style="text-align: right;">P2-1～</p>
2月上旬 ～ 3月上旬	選 考	<p>応募のあった事業について、予備調査及び選考会を経て、採択事業を選定します。なお、応募者全員に選考結果を通知します。</p> <p>【選考会の選考方法】 ①書類選考 ②公開プレゼンテーション(3月8日(日)に開催予定) ※2次選考の公開プレゼンテーションは、必ず出席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P3-5～</p>
4月上旬	交付決定	採択された結果を踏まえて、県が交付決定を行います。 <p style="text-align: right;">P4-7</p>
交付決定後	事業の実施	事業計画書に沿って事業を行っていただきます。
	10月中旬	中間報告
平成22年 2月頃	事業の評価	事業の実施状況や成果等を公表するため、年間報告会を開催し、補助事業の評価を行います。 <p style="text-align: right;">P4-8</p>
3月31日	事業の完了	実績報告書により補助金の額を確定します。
5月	補助金の支払い	額の確定後、補助金をお支払いします。

応募に関する相談窓口：045-210-3106【県土地水資源対策課】

## 1 対象団体の要件

次の全ての要件に該当する団体

- ① 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること(県外に事務所を置く団体も含む。)
- ② 団体規約等を有すること
- ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④ 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 神奈川県からの補助金等を受けていない団体であること
- ⑥ 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

## 2 対象となる事業

### ◆特別対策事業区分

実行5か年計画に位置付けられている特別対策事業に類する事業(県内水源保全地域で行われ、3年以上継続して実施する見込みがあること)

- ① 森林の保全・再生事業(水源の森林づくり事業の推進及び地域水源林整備の支援に類する事業)
- ② 森林の保全・再生以外の事業(河川の浄化対策など①以外の特別対策事業)
- ③ ①及び②の事業に係る資機材等の購入

### ◆普及啓発・教育事業区分 (神奈川県及び県外水源保全地域で行われること)

神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施するもので、水源保全地域における現場での活動プログラムや、現場での経験に基づく学習プログラムを有する施策大綱の趣旨にあった事業

### ◆調査研究事業区分

神奈川県の水源環境保全・再生に資する施策大綱の趣旨にあった事業

※ 一つの団体が複数の区分の事業を申請することも可能です。

(事業例)

区 分	対象となる事業の例
特別対策事業	① 植樹、間伐、枝打ち など
	② 間伐材の搬出・集材、河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策 など
	③ 森林整備に係るチェーンソーの購入、資材倉庫の購入 など
普及啓発・教育事業	植樹・下草刈等の体験教室、間伐等を行う講習会、チェーンソー取扱講習会、炭焼き体験会、里山見学会 など
調査研究事業	水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査 など

## 3 補助金の条件等

区 分	補 助 率	上 限 額	継続補助限度	対象経費	控除経費	
特別対策事業	①	10/10以内	整備面積が1ha未満は10万円、1ha以上3ha未満は30万円、3ha以上は、50万円	平成23年度までの最長3年間 ※	事業の実施に直接要する経費(参加者への交通費や弁当代も対象となります。)	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入
	②	同 上	50万円	同 上		
	③	同 上	同 上	平成23年度までに補助累計額が上限に達するまで		
普及啓発・教育事業	1/2以内	20万円	最長2年間 ※			
調査研究事業	同 上	50万円	同 上			

※ 定められた期間内において補助金を継続して交付することは、可能ですが、毎年度ごとに選考を受けていただきます。

#### 4 申請に当たって提出する書類

- ①水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書  
④団体調書 ⑤団体の定款又は規約及び会員名簿 ⑥事業の実施に係る位置図 ⑦事業実施に必要な法令上の許認可証明、又は地権者等の同意に係る状況が分かる書類

これらのほかに団体の活動が分かる資料があれば、A4判サイズにそろえて5枚以内にコピーしたものを添付してください。

※ 様式及び申請書の記入例については、各地域県政総合センターに配架しております。また、県のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

#### 5 審査・選考方法

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助事業は、事務局による予備調査及び「市民事業等審査専門委員会」の委員で構成する選考会を経て選定されます。

- (1) 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、又は法令等の観点から実施可能かについて確認します。  
(2) 1次選考 第1回選考会を開催し、書類審査により1次選考を行います。  
(3) 2次選考 公開プレゼンテーション及び第2回選考会を開催し、採択事業を選定します。

※ 選考会は非公開で行います。

※ 平成21年3月8日(日)に開催する公開プレゼンテーションには、必ず出席して下さい。

※ なお、プレゼンテーションの対象事業については3月2日頃に、選考の最終結果については3月中旬に郵送でお知らせします。

#### 6 選考基準

共通の選考基準と各区分における選考基準により選考を行います。

##### (1) 共通の選考基準(3項目各5点)

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。

##### (2) 各区分における選考基準(各2項目各5点)

区分等	項目	視点
特別対策事業	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育事業	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究事業	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

※ この基準は、事業の優劣を判断するものではなく、あくまでこの補助制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものです。

## 7 補助事業の決定・支払

選考会の結果を受けて、補助金の交付決定は、平成21年4月上旬に行います。なお、決定された事業については、次の書類(A4サイズで1～4枚程度)を提出していただきます。

### (1) 中間報告

平成21年10月20日までに次の書類を提出していただきます。(ただし、提出期限までに事業が終了している場合は除きます。)

①実施状況報告書(9月末締め) ②中間収支計算書(9月末締め)

### (2) 実績報告

対象事業が終了してから20日以内に次の書類を提出していただきます。

①実績報告書 ②結果報告書 ③収支計算書

※ (1)、(2)は、必要に応じて事業に係る領収書、出納簿等の確認をさせていただきます。

### (3) 補助金の支払い

原則として、事業完了後に実績報告書や精算払請求書を提出していただいた後の支払いとなります。

ただし、それでは事業の実施が困難な場合は、ご相談ください。

## 8 事業報告について

事業の進捗状況や成果等の確認のため、年間報告会でパネルの展示やプレゼンテーションにより事業の報告を行っていただきます。また、この報告会は、各団体の事業のPRを行うことで、水源環境保全・再生のネットワークを構築することも目的としていますので、補助事業が終了していない場合であってもご出席いただきます。

## 9 情報の取扱

- 申請された事業の申請書と事業計画書や交付決定を受けた事業に関する書類(事業計画書や実績報告など)は県のホームページ等を通じて公表します。
- 県が水源環境保全・再生市民事業支援補助金について広報する際に、ご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。

### 申請受付期間及び提出先/問い合わせ先

受付期間：平成21年1月5日(月)～平成21年1月30日(金) (郵送の場合は、1月30日消印有効)

提出先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

事務局 神奈川県政策部土地水資源対策課計画調整班

申請に係る相談等について、電話等で随時受け付けておりますので、お気軽に事務局連絡先へお問い合わせください。

TEL 045-210-3106(直)

FAX 045-210-8820

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/0104/suigenkankyo/index.htm>

または、ホームページ検索で   をクリック

※ 様式や記載例は、こちらでダウンロードできます。